

# 国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令について（概要）

## 1 制定理由

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 95 号）の施行により、国家公務員退職手当法（以下「法」という。）における退職手当の支給制限等について全面的な改正がなされた。国家公務員退職手当法施行令第 19 条において、書面の様式は総務省令で定めることとしていることから、この省令で法第 4 章に規定される処分に係る通知の様式について規定することとした。

## 2 各様式の分類について

### （1） 退職手当支給制限処分書

支給制限処分書は、処分の理由の記載方法で①法第 12 条第 1 項及び法第 14 条第 1 項（同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。）のグループと②法第 14 条第 1 項（同項第 3 号に該当する場合に限る。）及び同条第 2 項のグループの 2 つに分類される。

①については、禁錮以上の刑の確定、懲戒免職等処分又は失職という退職手当法以外の手続を経てなされる処分であり、理由の記載欄にその旨を記載すれば足りる。処分に際して意見の聴取は義務づけされていないため、不服申立てが可能であり、不服申立てについての教示が必要となる（別記様式第一）。

②については、退職手当管理機関が懲戒免職等処分相当と認めた場合であり、懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当の理由があると思料するに至った理由まで記載する必要がある。

また、②については、不服申立てができないときは不服申立てに関する教示をする必要はないため、様式を不服申立ての教示がある場合とない場合とで二つの様式に分ける（別記様式第二及び第三）。

### （2） 退職手当支払差止処分書

現行の退職手当一時差止処分書にならい、退職手当支払差止処分書には、処分の取り消し要件について記載する。法第 13 条第 1 項、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに同条第 3 項において取り消し要件がそれぞれ異なるため、これに合わせて様式を作成する（別記様式第四、第五、第六及び第七）。

また、処分の理由について、法第 13 条第 2 項第 1 号に係る処分においては、「公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由」を、法第 13 条第 2 項第 1 号又は法第 13 条第 3 項に係る処分においては、「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由」を記載する。

### (3) 退職手当返納命令書

退職手当返納命令書は、処分の理由の記載方法で①法第 15 条第 1 項（同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。）のグループと②法第 15 条第 1 項（同項第 3 号に該当する場合に限る。）及び法第 16 条第 1 項のグループの 2 つに分類される。

①については、禁錮以上の刑の確定又は再任用職員等に対する免職処分という退職手当法以外の手続を経てなされる処分であり、理由の記載欄にその旨を記載すれば足りる（別記様式第八及び第九）。

②については、退職手当管理機関が懲戒免職等処分相当と認めた場合であり、懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当の理由があると思慮するに至った理由まで記載する必要がある（別記様式第十及び第十一）。

①、②ともに、不服申立てができないときは不服申立てに関する教示をする必要はないため、様式を不服申立ての教示がある場合とない場合とでそれぞれ二つに分けることとする。

### (4) 法第 17 条第 1 項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

退職手当の受給者の相続人に対し、納付命令の可能性あることを通知するものであり、処分性はないため、不服申立て及び行政事件訴訟に関し教示をする必要はない。

また、通知の理由については、「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当の理由」を記載する（別記様式第十二）。

### (5) 退職手当相当額納付命令書

退職手当相当額納付命令書は、処分の理由の記載方法で①法第 17 条第 4 項及び同条第 5 項のグループと②法第 17 条第 1 項、同条第 2 項及び同条第 3 項のグループの 2 つに分類する。

①については、禁錮以上の刑の確定又は再任用職員等に対する免職処分という退職手当法以外の手続を経てなされる処分であり、理由の記載欄にその旨を記載すれば足りる（別記様式第十三及び第十四）。

②については、退職手当管理機関が懲戒免職等処分相当と認めた場合であり、懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当の理由があると思料するに至った理由まで記載する必要がある（別記様式第十五及び第十六）。

①、②ともに、不服申立てができないときは不服申立てに関する教示をする必要はないため、様式を不服申立ての教示がある場合とない場合とでそれぞれ二つに分ける。

### 3 施行期日等

施行期日は平成 21 年 4 月 1 日とする。また、退職手当の返納に関する省令（平成元年総理府令第 6 号）及び退職手当の支給の一時差止処分に関する省令（平成 9 年総理府令第 44 号）は廃止する。